

# 青森県報

第五百二十七号

令和四年  
十月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

### 告示

- 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(がん・生活習慣病対策課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………(同) ……二
- 令和四年度青森県国民健康・栄養調査の実施……………(同) ……二
- 准看護師試験の施行……………(医療薬務課) ……三
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……三
- 公安委員会……………
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通指導課) ……三
- 令和四年度行政書士試験の実施についての一部変更について……………(総務学事課) ……四

## 規

## 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第五十五号

#### 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第五項若しくは第六項、」を「第六項若しくは第七項、」に、「第五項若しくは第六項の」を「第六項若しくは第七項の」に改める。

第十五条第一項の表中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告

## 示

### 青森県告示第五百五十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変更年月日
の区分	氏	名	を	診療科名	年月日
		名	行		
		称	う		
		所	医		
		在	療		
		地	機		
			関		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指	
山内 大生		村井 康久		一戸 雅之		近澤 真司		岩崎 宏貴	
科山内 院弘前 整形前 外記 形念 外科病		病つ五つ 院ががる のる連 総合合 北		院学 部前 附大 属学 病医		病つ五つ 院ががる のる連 総合合 北		石健康 病保 院險 黒石 市市 北国 美民	
四弘 丁目前 六市 の一六 の字 一七城 の東		木五 町所 一川 二原 の市 三宇 の字 三岩		五弘 三前 市市 大字 本本 町町		木五 町所 一川 二原 の市 三宇 の字 三岩		町弘 一前 市市 大字 富富 野野	
整形 外科		消化 器器 原液 病内 内科		消化 器器 原液 病内 内科		内分 泌泌 糖尿 病病 科内 分泌 内		整形 外科	
〃		〃		〃		四・ 二・ 〇・ 一		令 和 四・ 四・ 一	

青森県告示第五百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同

令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和四年十月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

医難 病指 定	脇屋 太一	院学 部前 附大 属学 病医	五弘 三前 市市 大字 本本 町町	植消 植化 外器 科外 科、 移	四・ 二・ 〇・ 一
医難 病指 定	佐々木 齐	院葵 会法 村人 上病美	目青 三森 の一市 四浜 田三 丁	整形 外科	令 和 二・ 六・ 三〇
区指 定医 の分 氏名	主として指定難病の診断 を行う医療機関		担 療 科 名	担 療 科 名	指 定 辞 退 年 月 日

青森県告示第五百五十九号

令和四年度青森県民健康・栄養調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和四年十月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

一 調査の目的

青森県民の食生活や健康状態、健康に関する意識等を把握して、保健・医療施策の基礎資料を作成すること及び、青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」の最終評価に向け、現状値を把握することを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の世帯及び満一歳以上の世帯員

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は次に掲げる事項とする。

(一) 身体状況・生活習慣調査（身長、体重等の身体に関する状況及び生活習慣に関する状況や意識）

(二) 栄養摂取状況調査(世帯状況、食事状況、食物摂取状況、歩行数)

2 報告を求める基準となる期日は、令和四年十一月から同年十二月の任意の一日とする。

四 報告を求める者

令和四年国民生活基礎調査により設定された青森県内の調査区番号から無作為抽出・有意抽出した十二地区内の四百八十世帯及びその一歳以上の世帯員約千三百人とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査は項目により、調査員が世帯訪問等により調査票を配布、報告者による自記方式と、調査員による聞き取りを合わせて行う方法により行う。

必要に応じて郵送による配布・回収を可能とする。

六 報告を求める期間

令和四年十一月一日から同年十二月三十一日までとする。

青森県告示第五百六十号

令和四年度准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

令和四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和五年二月十四日(火)

2 場所 青森市新町二丁目二の一

東奥日報新町ビル

二 受験願書受付期間

令和四年十一月二十八日(月)から同年十二月一日(木)まで。ただし、郵送の場合は十二月一日(木)までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は原則として郵送による請求とするので、事前に青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ(電話 〇一七―七三四―九二九一)に問い合わせること。

試験について不明な点は、同窓口にお問い合わせること。

青森県告示第五百六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	十和田市	令和四年十月三十一日

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十四日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第十三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十七号及び別記様式第五十号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

令和 4 年度行政書士試験の実施について (一部変更)

令和 4 年 7 月 4 日付けで公示を行った「令和 4 年度行政書士試験の実施について」のうち、「2 試験場所」の試験地、大阪府について、試験場を変更したので下記のとおり公示します。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理 事 長 多賀谷 一照

記

1 追加

(試験地)	(変更種別)	(試験場)	(所在地)
大阪府	追加	関西大学 千里山キャンパス	吹田市山手町3-3-35

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円